

参・憲法審査会 28.11.16 (水)

自由民主党の滝波宏文でございます。

先日我が党の憲法改正推進本部において、講師の九州大学 井上 武史 (いのうえ たけし) 先生から「日本国憲法が制定以来一度も改正を経験していない・・・この事実は、政治社会や国際情勢の変化にもかかわらず、憲法は何らの応答も示してこなかったということの意味している。つまり、憲法は70年間の社会の変化に一貫して目を閉ざしてきたということだ。」との話がありました。

この憲法改正の無さは、国際的にも希なケースであります。例えば、アメリカだと戦後6回の憲法改正を経験し、いずれも戦後に作られたフランス・ドイツ・イタリアの憲法はそれぞれ24回、60回、16回の改正を行ってきています。

一方、ご案内の通り、我が国の現行憲法は、正に「不磨の大典」となっています。一見聞こえはいいですが、その実態は、我が国のグランドデザインというものを、全く変えることが出来ないという状況となっており、このままでは、我々の将来世代に対して自己決定権が全く与えられないことになってしまいます。新しい世界に対して、自分達の泳ぎ方、生き残り方を考え、要すればちゃんと自分達の国の形を工夫していける、そういう自己決定権をしっかりと次世代に贈らねばならないという点において、私は、改憲を早急にすべきと考えます。

その改憲の一つの候補として、当(参議院の憲法審査会において、)参議院のあり方という観点から、憲法改正の必要性があることについて述べたいと思います。

現在、一票の較差関係で最高裁の方から、現行憲法の解釈として、人口比例原則を参議院においても、衆議院同様に変わらないレベルで求められています。もし衆議院と同等の人口比例原則を突き進めて行くのであれば、何で参議院との二院制を取らなくてはいけないのか、そもそも参議院は必要なのかということになりかねない。

翻って国際的に見てみると、二院制を取っている国において、人口比例原則で選出されている下院に対し、（参議院に当たる）上院の選出の考え方を見ていくと、大きくは、二つあり、一つは貴族的なものであり、もう一つは地域代表的なものであります。先進民主主義国家である我が国において、貴族的なものは不適でありましょうから、やはり、参議院の地域代表的な性格について、特に都道府県代表という点を、きちんと憲法に書き込まないと、なぜ参議院が必要なのか、一院性にした方がよいのではないかとの議論になりかねないと危惧する訳です。

なお、私は決して参院から人口比例原則を排除せよ、例えば、米国のように州の人口にかかわらず、上院2人とすべきだ、と言っているわけではありません。引続き、人口の多い都道府県には多い議席が与えられてよいと思いますが、上院たる参院においては、特に地域代表的性格に配慮した人口比例原則とのバランスが認められるべきであり、そのための改憲が不可欠だと申し上げております。

本件をきちんと提案できるのは、当参議院の憲法審査会だけであって、改憲の重要な候補の一つとして取り上げるべきではないかと考えます。この点、我が党の憲法改正草案の追補47条において、参議院議員は、改選ごとに各県から少なくとも一人が選出されるように（せねばならない）との改正案を示しており、是非一案として当審査会で早急にご検討頂きたいと考えます。